

Ⅵ 公契約条例と最低賃金制・「賃金底上げ」の関係

公契約とは、国や自治体の事業を民間企業に発注する際の「契約」のことであり、この問題はすでに述べた中小下請企業の単価の適正化、ひいては地域活性化と密接に結びついている。

ILO第94号条約「公契約に関する労働条項に関する条約」及び84号勧告では、とくに重要な「労働条項」について、①同じ地域（行政区）で「関係のある産業・職業で、同じ労働をしている者の賃金に劣らない有利な賃金（手当を含む）」を保障すること、②健康と安全、福利の条件を確保する十分な措置を講じること、③通常の労働時間、割増賃金、休日、疾病休暇の規定について、契約者に対して雇用するすべての労働者に労働条項の保障義務を課している。

ところが、新自由主義政策を体現した自治体の仕事の外部化＝委託化が急増し、「安ければ安いほどよい」という、受注における安値競争が常態化し、受注企業も採算がとれず、そのシワ寄せを働く労働者の賃金の引き下げに向ける、挙句の果てに受注企業がごみ清掃を行わない、プールの管理をズサンにして児童を死亡させる、手抜き工事が発生するなど、仕事の責任放棄、事故の多発などが起こり、自治体の責任も問われる問題も発生してきた。

こうした中で、全労連は「公契約適正化」を目指して運動を行ってきた。それは、公共事業や委託契約において賃金の下限額を決め、労働者に「適正」な労働条件の確保と安価な発注に

よるダンピング防止により、入札の適正化、公共事業の品質の向上、地域経済の振興をはかり、地域住民の福祉の向上をめざす、という展望である。

公契約の範囲は広いが、現在積極的な取り組みを行っているのは建設関係の労働組合である。建設労働者の場合、「設計労務単価」（通称「二省協定」）をベースにその賃金の引き上げを図っている。もう一つは、民間業務委託労働者である。

表13は公契約条例を決定した地域における公共工事の設計労務単価と対比、および業務委託報酬の最低額、地域別最低賃金額を示している。ただし、この設計労務単価は市場原理に影響され、労働者の生計費とは無関係に決定されている。そうではあるが、さまざまな公共的発注事業には単価の基準がない業務が多く、その意味では設計労務単価は公共工事の際の価格決定の重要資料となる。また、「人手不足」を背景にこれが上がる状況にある。本来はこの単価の100%となるべきであり、国分寺市の労働組合ではそれを追求したが、現実には最高が90%となっている。この比率に各職種別、地域別に各報酬金額が決定される。

他方で、業務委託労働者の報酬は地域別最賃よりも高い水準で決定され、近年では表のように、千代田区、足立区、世田谷区、目黒区、港区（ただし「要綱」による指針）、相模原市では時給1000円を超えている。公契約での労働

報酬の下限規制は広まっている。

首都圏や大都市部以外の地域では、現行地域別最賃が依然として影響し、委託の最低額もこれに引きずられている。さらに、総じて公契約条例の件数も増えてはいるが、理念条例にとどまり労働報酬にはふれない、議会の勢力配置で実現しない、など、これからの自治体も多い。公契約は自治体が責任主体で、それが発注の基準を左右する。また、自治体が責任を持つという点では、委託だけでなく、本来は公務の内部にいる臨時職員等にも影響すべきものであろう。また、表では地域別最賃額より高いが、最賃が上がり、委託単価も上がるべき関連性、必然性をもっている。

賃金「底上げ」との関連

賃金「底上げ」との関連で言えば、現在、公務の地域手当のベースとする地域は最賃のDランクと重なっている。全国一律最賃制の確立により、ランク制、Dランクをなくし、同時に公契約の「適正化」により、民間業務委託労働者の賃金を引き上げれば、文字どおり地域の「底上げ」となり、地域活性化になるであろう。

各地域において、官民共同の運動で「全国一律最低賃金の確立」⇔「公契約条例の委託・請

負労働者賃金の引き上げ」＋「公務の非正規賃金の改善」⇔「公務正規労働者の地域手当不支給の撤廃（地域手当の大幅引き上げ）」が連動することになるとすれば、間違いなく賃金の「底上げ」が進むであろう。これらと公契約を含む職種別の労働者の賃金が「一人前労働者」の賃金の下限として相互関連すれば、新しい賃金決定機構として春闘の活性化が別の視点から展望できよう。「Vの1」（36～38頁）で述べた下請単価決定には必ず最低賃金の上昇を設定することは、官公需発注単価も同様に言えるのである。官公需であれば、建設職種の「設定労務単価」の引き上げは当然であるが、他の公共事業・入札でも、その指標を確認させ（例えば「賃金構造基本統計調査」における職種別賃金の活用）、全国一律最賃制の水準を必ず織り込む必要がある。これらの「底上げ」と労働組合による「一人前労働者の職種別標準賃金の下限規制」の展望が可能になれば、地域における独自の新たな産業政策、雇用政策との結合によって、賃金の引き上げによる内需拡大―労働者・国民のための経済の好循環が期待されることになるであろう。

表 13 公契約条例下での労働報酬下限額と地域別最低賃金

自治体名	地域	設計労務単価比 (%)	委託等の最低額 (円)			地域最賃 (円)	最賃格差	最賃比
			2017 年	2018 年	前年比	2018 年	円	%
草加市	埼玉県	90	890	913	23	898	15	101.7
越谷市	埼玉県	90	930	960	30	898	62	106.9
野田市	千葉県	85	891	919	28	895	24	102.7
我孫子市	千葉県	79	851	※ 898	47	895	3	100.3
多摩市	東京都	80	962	990	28	985	5	100.5
国分寺市	東京都	90	946	※ 1,005	59	985	20	102.0
渋谷区	東京都	90	958	993	35	985	8	100.8
千代田区	東京都	86	967	1,042	75	985	57	105.8
世田谷区	東京都	85	1,020	1,020	0	985	35	103.6
足立区	東京都	80	970	1,000	30	985	15	101.5
相模原市	神奈川県	90	962	※ 1,029	67	983	46	104.7
川崎市	神奈川県	91	995	995	0	983	12	101.2
厚木市	神奈川県	90	954	※ 1,016	62	983	33	103.4
豊橋市	愛知県	75	886	913	27	898	15	101.7
三木市	兵庫県	80	870	890	20	871	19	102.2
加西市	兵庫県	90	870	875	5	871	4	100.5
加東市	兵庫県	90	860	880	20	871	9	101.0
高知市	高知県	80	761	784	23	762	22	102.9
直方市	福岡県	80	852	865	13	814	51	106.3
目黒区	東京都	90	-	1,010	-	985	25	102.5
日野市	東京都	90	-	未定	-	985	-	
平均		86	916	950	31	929	21	102.3
新宿区	東京都	90	960	990	30	985	5	100.5
富士見市	埼玉県	80	875	901	26	898	3	100.3
佐賀市	佐賀県	80	760	762	2	762	0	100.0
港区	東京都	85	1,000	1,000	0	985	15	101.5
流山市	千葉県	80	842	895	53	895	0	100.0

資料：全労連作成資料

- (注) 1) 金額は 2018 年 4 月現在のもの。新宿区以下 5 自治体は「要綱」による適正化。
 2) 佐賀市、流山市は 2018 年 10 月から地域別最賃額と同額。
 3) ※の自治体は 2019 年 4 月からの賃金下限額。